

勤務医師 賠償責任 保険のご案内

団体割引
20%適用



保険期間 : 2019年6月1日午後4時から2020年6月1日午後4時まで1年間

申込書締切日 : 2019年4月19日(金) 【中途加入も随時可能です】

現在ご加入の方につきましては、上記の申込書締切日までに、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度のパンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては特段のご加入手続きは不要です。

ご加入後、加入内容変更や脱退(開業した場合等)を行う際は、変更日・脱退日より前に代理店または引受保険会社までご連絡ください。

※開業を予定されている先生方へのご注意

開業される場合はこの保険から脱退し、別途、診療所賠償責任保険等にご加入いただく必要があります。事前に代理店または引受保険会社まで必ずご連絡ください。

補償内容やご加入手続きのお問合せは

お問合せは取扱代理店(株式会社メディカル保険サービス)までお願いいたします。

お問合わせ先  **0120-148-507**

もし、事故が起こったら 24時間365日受付の「東京海上日動安心110番」

事故が起こった際には、「東京海上日動安心110番」までご連絡をお願いいたします。

ご連絡先  **0120-119-110** ※ IP電話等、フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、下記までご連絡をお願いいたします。
03-5977-6701

上記は事故の受付窓口です、事故対応は**医療事故専門の部署**が担当いたします。ご連絡をいただく際に、「担当者からの連絡を希望する」とお申し出ください。

【取扱代理店】

株式会社メディカル保険サービス 団体担当

住所:〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-18-3 NBS岩本町ビル4F TEL :0120-148-507

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社 担当チーム:東京中央支店専門営業第2チーム

住所:〒108-6111 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟11F TEL :03-5781-6597

勤務医師賠償責任保険の概要

勤務医師賠償責任保険は、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内での医療業務の遂行に起因する事故について、勤務医師の先生方（被保険者）が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

被保険者	この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。 被保険者(ご加入者)はエムステージサービス会の会員である勤務医師です。
事故	医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。

【主な特徴】

● 非常勤・スポットのアルバイト先も補償します

日本国内であれば、常勤先に限らず他の医療機関において行った医療業務も対象となります。

※海外での医療業務については、補償の対象となりません。留学される先生はご注意ください。

● 訴訟費用等も補償します

訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬等の争訟費用も保険金のお支払い対象となります。

● 中途加入は随時可能です

任意の日付の午後4時から補償開始が可能です。ただし、補償開始時以前に書類が取扱代理店に到着している必要があります。お急ぎのかたは取扱代理店までお問合せください。

✓ 書類等に不備がある場合は補償開始日が遅れる可能性があります。

● 更新時は「自動更新」です

満期時には特別な手続きをいただくことなくご契約が更新され、補償の中断を防ぎます。

【お支払いの対象となる保険金の種類】

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）
③損害防止軽減費用	事故 ^(※1) が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
④緊急措置費用	事故 ^(※1) が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等の緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

- 保険期間中に発見^(※2)された患者の身体・生命の障害が対象となります。
- 上記①の法律上の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります（支払限度額は適用されません）。ただし、上記②争訟費用については、上記①法律上の損害賠償金が支払限度額を超える場合に限り、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減し保険金をお支払いします。

(※1) 医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。

(※2) 被保険者が事故を最初に認識した時（認識し得た時を含む）または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時（提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含む）のいずれか早い時点をもってなされたものとします。

【 保険金をお支払い出来ない主な場合 】

次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。

- (1) 日本国外で行われた医療業務
- (2) 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任
- (3) 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任
- (4) 医療の結果を保証することによって加重された賠償責任
- (5) 所定の免許を持たない者が行った医療行為に起因する賠償責任
- (6) 医療施設(設備を含みます。)、航空機、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます)、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- (7) 保険契約者または被保険者の故意
- (8) 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- (9) 被保険者と他人との間の約定によって加重された賠償責任
- (10) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任

等

【 支払限度額・保険料 勤務医師 】

団体割引 20%適用

契約タイプ 支払限度額:1事故(保険期間中)	タイプ M1 1億円(3億円)	タイプ M2 2億円(6億円)
年間保険料 保険期間:2019/6/1~2020/6/1	40,660円	51,570円

※免責金額(自己負担額)なし

※ 日本医師会A②会員の先生は、M10タイプのみご選択可能です。日本医師会A②会員の勤務医師の先生方が個別勤務医師賠償責任保険に加入する場合、日本医師会医師賠償責任保険の免責金額にあたる 100万円/300万円(1事故/保険期間中)を支払限度額としていただくこととなります。詳細は、取扱代理店までお問い合わせください。

中途加入を随時受け付けております。

中途加入の場合は保険開始時期により保険料が異なります。

任意の日付の午後4時から補償開始が可能です。ただし、補償開始時以前に書類が取扱代理店に到着している必要があります。

補償開始日(保険期間)	タイプ M1:保険料	タイプ M2:保険料
6月1日~ (1年間)	40,660円	51,570円
7月1日~ (11ヶ月間)	37,270円	47,270円
8月1日~ (10ヶ月間)	33,880円	42,980円
9月1日~ (9ヶ月間)	30,500円	38,680円
10月1日~ (8ヶ月間)	27,110円	34,380円
11月1日~ (7ヶ月間)	23,720円	30,080円
12月1日~ (6ヶ月間)	20,330円	25,790円
1月1日~ (5ヶ月間)	16,940円	21,490円
2月1日~ (4ヶ月間)	13,550円	17,190円
3月1日~ (3ヶ月間)	10,170円	12,890円
4月1日~ (2ヶ月間)	6,780円	8,600円
5月1日~ (1ヶ月間)	3,390円	4,300円

掲載の保険料は、ご加入者数が500名以上の場合の団体割引20%を適用した金額です。

勤務歯科医師賠償責任保険の概要

勤務歯科医師賠償責任保険は、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内での医療業務の遂行に起因する事故について、勤務歯科医師の先生方(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

被保険者	この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。 被保険者(ご加入者)はエムステージサービス会の会員である勤務歯科医師です。
事故	医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。

【主な特徴】

● 非常勤・スポットのアルバイト先も補償します

日本国内であれば、常勤先に限らず他の医療機関において行った医療業務も対象となります。

※海外での医療業務については、補償の対象となりません。留学される先生はご注意ください。

● 訴訟費用等も補償します

訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬等の争訟費用も保険金のお支払い対象となります。

● 中途加入は随時可能です

任意の日付の午後4時から補償開始が可能です。ただし、補償開始時以前に書類が取扱代理店に到着している必要があります。お急ぎのかたは取扱代理店までお問合せください。

✓ 書類等に不備がある場合は補償開始日が遅れる可能性があります。

● 更新時は「自動更新」です

満期時には特別な手続きをいただくことなくご契約が更新され、補償の中断を防ぎます。

【お支払いの対象となる保険金の種類】

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)
③損害防止軽減費用	事故 ^(※1) が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
④緊急措置費用	事故 ^(※1) が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等の緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

- 保険期間中に発見^(※2)された患者の身体・生命の障害が対象となります。
- 上記①の法律上の損害賠償金については、ご加入された支払限度額に保険金をお支払いします。
- 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません)。ただし、上記②争訟費用については、上記①法律上の損害賠償金が支払限度額を超える場合に限り、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減し保険金をお支払いします。

(※1) 医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。

(※2) 被保険者が事故を最初に認識した時(認識し得た時を含む)または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含む)のいずれか早い時点をもってなされたものとします。

【 保険金をお支払出来ない主な場合 】

次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。

- (1) 日本国外で行われた医療業務
 - (2) 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任
 - (3) 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任
 - (4) 医療の結果を保証することによって加重された賠償責任
 - (5) 所定の免許を持たない者が行った医療行為に起因する賠償責任
 - (6) 医療施設(設備を含みます。)、航空機、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます)、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - (7) 保険契約者または被保険者の故意
 - (8) 地震、噴火、洪水、津波または高潮
 - (9) 被保険者と他人との間の約定によって加重された賠償責任
 - (10) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- 等

【 支払限度額・保険料 勤務歯科医師 】

団体割引 20%適用

支払限度額 1事故(保険期間中)	タイプ D1 1億円(3億円)
年間保険料 保険期間:2019/6/1~2020/6/1	5,410円

※免責金額(自己負担額)なし

中途加入を随時受け付けております。

中途加入の場合は保険開始時期により保険料が異なります。

任意の日付の午後4時から補償開始が可能です。ただし、補償開始時以前に書類が取扱代理店に到着している必要があります。

補償開始日(保険期間)	タイプ D1:保険料
6月1日～ (1年間)	5,410円
7月1日～ (11ヶ月間)	4,960円
8月1日～ (10ヶ月間)	4,510円
9月1日～ (9ヶ月間)	4,060円
10月1日～ (8ヶ月間)	3,610円
11月1日～ (7ヶ月間)	3,160円
12月1日～ (6ヶ月間)	2,710円
1月1日～ (5ヶ月間)	2,250円
2月1日～ (4ヶ月間)	1,800円
3月1日～ (3ヶ月間)	1,350円
4月1日～ (2ヶ月間)	900円
5月1日～ (1ヶ月間)	450円

掲載の保険料は、ご加入者数が500名以上の場合の団体割引20%を適用した金額です。

ご加入のご案内

【 ご加入手続きと補償開始について 】ご加入時期により異なります。

●新規にご加入のかた（2019年6月1日午後4時補償開始）

◆書類のご提出をお願いいたします。

以下の書類に必要事項をご記入・押印のうえ、下記の送付先までお送りください。

- ・①加入依頼書 ②預金口座振替依頼書（金融機関登録印を押印ください）
- ・4月19日（金）までに書類が取扱代理店に到着している必要があります。

■中途加入のかた（2019年6月1日以外の補償開始）

◆書類のご提出をお願いいたします。

以下の書類に必要事項をご記入・押印のうえ、下記の送付先までお送りください。

- ・①加入依頼書 ②預金口座振替依頼書（金融機関登録印を押印ください）
- ・任意の日付の午後4時から補償開始が可能です。ただし、補償開始時以前に書類が取扱代理店に到着している必要があります。お急ぎのかたは取扱代理店までお問合せください。

★更新のかた（2019年6月1日更新）

◆お手続きは不要です。

契約は自動的に更新されますので特別なお手続きは不要です。

- ・ただし、以下の場合には書類のご提出をお願いいたします。
補償内容の変更・ご住所の変更や改姓・保険料の振替口座の変更・解約（脱退）

送付先



取扱代理店 〒101-0032

東京都千代田区岩本町2-18-3 NBS岩本町ビル 4F
株式会社メディカル保険サービス 団体担当宛

【 保険料のお支払いについて 】

- 保険料のお支払い方法は口座振替のみとなります。必ず口座振替依頼書をご提出ください
- 保険料は補償開始日の翌月27日に振替となります。27日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。
- 何らかの理由で翌月27日に振替できなかった場合は翌々月の27日に再度振替いたしますが、翌々月の27日にも振替ができなかった場合は保険契約が解除となります。書類の不備や口座の残高不足については十分にご注意ください。

【ご注意】

- この保険は、エムステージサービス会を契約者とする勤務医師賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、契約者であるエムステージサービス会が有します。
- ご加入後、加入内容変更や脱退の際には、事前に取扱代理店までご連絡ください。
- エムステージサービス会会員以外の方は、この保険に加入することができません。会員でなくなった場合は、速やかにお申し出ください。
- 開業される場合は、別途、診療所賠償責任保険等にご加入いただく等のお手続きをいただく必要があります。必ず事前に取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 日本医師会A②会員の方はM10タイプのみご選択可能です。日本医師会A②会員の勤務医師の先生方が個別に勤務医師賠償責任保険に加入する場合、日本医師会医師賠償責任保険の免責金額にあたる 100万円 / 300万円(1事故 / 保険期間中)を支払限度額としていただくこととなりますのでご注意ください。

【よくあるご質問】

Q: 勤務先が変更になりました。どのような手続きが必要ですか？

A: ご勤務先の変更のみでしたらお手続きは不要です。日本国内であればご勤務先にかかわらず補償の対象となりますのでご安心ください。ただし、ご住所が変更となる場合はすみやかに取扱代理店までご連絡ください。ご連絡がない場合は書類のお届けができなくなる可能性があります。

Q: 海外に留学することになりました。海外での医療行為は補償の対象となりますか？

A: 海外での医療行為は補償の対象外です、ご了承ください。
留学にあたって保険の解約(脱退)は可能ですが、解約(脱退)した場合、それまでに行った医療行為に関して賠償請求されたときに補償の対象となりません。取扱代理店または引受保険会社までご相談ください。

Q: 自由診療を行っていますが、補償の対象になりますか？

A: 自由診療は補償の対象ではないというわけではありません。保険診療であるか自由診療であるかは保険金支払いの可否判断基準ではありません。補償の対象にならないのは、美容を唯一の目的とする医療行為などです。(保険金をお支払い出来ない主な場合をご確認ください)詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。

Q: 医療法人に雇用されており、医療法人が開設する診療所の院長です。(いわゆる雇われ院長です)この保険に加入することはできますか？

A: ご自身で医療施設を開設していないのであれば勤務医師・勤務歯科医師としてご加入いただけます。

Q: この保険は保険料控除の対象ですか？

A: この保険は保険料控除の対象ではありません。よって、控除証明書の発行はありません。

Q: 近いうちに開業する予定があります(診療所の開設者となる予定があります)、どのような手続きが必要ですか？

A: 開設者向けの診療所賠償責任保険に変更する必要があります、お早めに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、この保険は自動更新商品ですが、更新する場合はあらためて現在ご加入の内容について、ご確認いただき、万一誤りがありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。

ご加入の際のご注意

<告知義務>

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。* 代理店には、告知受領権があります。

<補償の重複に関するご注意>

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

<通知義務>

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

<重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺行為があった場合

等

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

<加入者証>

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

<代理店の業務>

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

このご案内書は、勤務医師賠償責任保険の概要をご紹介します。勤務医師賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または保険会社までお問い合わせください。なお、このご案内書には、ご契約上の大切なことから記載されておりますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してください。

<保険料の一括払込みが必要な場合について(2018年10月以降始期契約に適用)>

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきます。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

<もし事故が起きたときは>

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

<ご加入者と被保険者が異なる場合>

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただけますようお願い申し上げます。

<示談交渉サービスは行いません>

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置ください。

なお、引受保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談締結をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)